

入間市議会の傍聴における手話通訳等による支援の実施に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、聴覚障害者等の円滑な議会傍聴のための手話通訳等による支援の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施方法)

第2条 市議会本会議及び委員会（以下「会議」という。）の傍聴において、聴覚障害者等に対する次に掲げる支援は、当該聴覚障害者等の申請に基づき行うものとする。

- (1) 手話通訳
- (2) 要約筆記（対象者が1人の場合はノートテイク方式、複数の場合はOHC方式）
- (3) 補聴アシスト装置（磁気ループ装置）の設置

2 手話通訳及び要約筆記は、議会事務局（以下「事務局」という。）が、入間市意思疎通支援者派遣事業実施要綱（平成26年告示第96号）に基づき意思疎通支援者の派遣を受け、会議の傍聴時に、傍聴席の所定の場所において、当該意思疎通支援者により行うものとする。

3 補聴アシスト装置（磁気ループ装置）の設置は、事務局が、入間市携帯用磁気ループ（補聴アシスト）装置貸出要領（平成30年2月28日付決裁）に基づき装置の貸出しを受け、会議の傍聴時に、当該装置を傍聴席の所定の場所に設置することにより行うものとする。

(手続)

第3条 会議の傍聴において前条第1項の支援（以下「手話通訳等」という。）を受けようとする聴覚障害者等は、当該会議の日の7日前（当該7日前の日が入間市の休日を定める条例（平成元年条例第29号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日）までに、手話通訳等申請書（様式）を事務局に提出するものとする。

2 事務局は、前項の申請について、手話通訳等を行うことができないときは、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。

3 申請者は、当該申請に係る手話通訳等を受けることを辞退しようとするとき（当該会議の傍聴を行わなくなったときを含む。）は、当該会議の日の2日前（当該2日前の日が休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日）までに、その旨を

事務局に申し出るものとする。

附 則

この要領は、平成30年 8月 1日から施行する。